



令和5年度 秋田県地域年金事業運営調整会議(資料2)

年金委員（制度）の取組と現状について

令和5年7月
秋田年金事務所
(秋田県代表年金事務所)

年金委員(制度)の現状と取組みについて

1. 年金委員(制度)について

(1) 年金委員とは

- 日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置。
- 厚生労働大臣から委嘱を受けて、厚生年金保険や国民年金の事業について、事業所や地域で**啓発、相談、助言**などの活動を行う奉仕的な民間協力員。

【法律や規程における委員活動に関する記載内容】

日本年金機構法(抄)

第30条第2項

年金委員は、厚生労働大臣及び機構による政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

年金委員取扱規程(抄)

2 活動

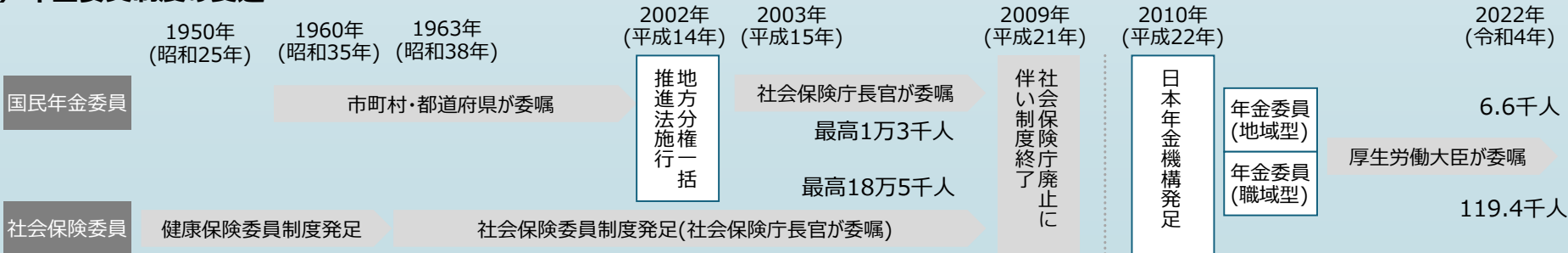
年金委員は、厚生年金保険の適用事業所(以下「適用事業所」という。)の事業主、被保険者及び地域住民等に対して、次の活動を行う。

- (1) 日本年金機構が実施する年金制度等に関する説明会及び普及啓発活動への協力
- (2) 日本年金機構が発出する各種通知やお知らせ等に関する説明及び相談
- (3) 各種届出手続きについての相談及び助言並びに適切な届出の励行
- (4) 日本年金機構が行う年金記録の正確な管理のための事業への協力及び支援
- (5) 前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な活動

(2) 年金委員の区分等

区分	委嘱数 (令和4.3月末)	主な活動場所	任期	年金委員への推薦条件 等
地域型	6,570人	各地域(自治会、町内会等)	3年(更新可)	・(推薦者) 市区町村、年金事務所長、関係団体 年金事務従事者、自治会長、民生・児童委員、社労士等
職域型	119,411人	各事業所	なし	・(推薦者) 事業主または年金事務所長 厚生年金保険の事務担当者 等

(3) 年金委員制度の変遷



年金委員(制度)の現状と取組みについて

2. 職域型年金委員の現状及び取組み

(1) 委嘱数：令和3年度末現在 119,411人

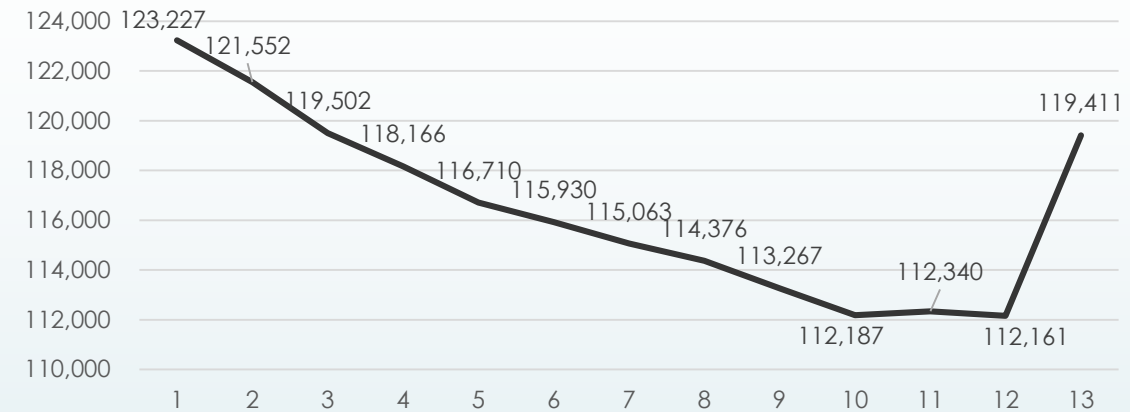
(2) 令和3年度の主な活動支援の状況

- 研修会の実施：延べ148回（令和2年度：152回）
- 定期的な情報提供（「職域型年金委員の活動の手引き」、各制度周知リーフレット、各地域作成の広報紙等の提供）

(3) 主な活動内容

- 委員の皆様へ配付している「職域型年金委員活動の手引き」に記載の活動を含め、自社の従業員に係る社会保険関係各種届書の適正な事務手続きとともに、**各委員の知識や経験年数、所属等に応じて**、次のような活動を行っていただいています。

表2 職域型年金委員の委嘱数の推移



職域型年金委員活動の手引き



【第2版】

日本年金機構
Japan Pension Service

● 年金制度の理念や仕組み、制度改正など最新情報の確認

年金制度の理念や仕組み、制度改正などの最新情報をご理解いただき、さらに自社の従業員に対して、広く周知いただく。

● 制度改正など最新情報を載せたポスターやリーフレットの掲示、設置、配布

年金事務所から提供される制度周知用ポスターやリーフレットを自社の共有スペース等へ掲示・配架することで、従業員やそのご家族の方々に周知いただく。

● 日本年金機構が主催する年金委員研修への参加

管轄の年金事務所から年金委員活動の充実を目的とした研修会の開催案内をお送りしますので、是非、ご参加ください。

● ねんきんネットの利用案内

自社の従業員やそのご家族の方々にもねんきんネットをご利用いただけるようご案内ください。

● 電子申請の推進

当機構では、電子申請の利用を推奨しており、郵送や来所に要するコスト削減からも、積極的なご利用をお願いします。

● 日本年金機構と一緒に自社の従業員やそのご家族を対象とした年金制度説明会の開催

年金制度の仕組み、制度改正に関する情報、その他、必要な手続きやその内容について、自社の従業員を対象とした年金制度説明会や、新入社員、定年退職予定者、従業員のご家族など、ターゲットやテーマを絞った説明会を企画しましょう。

<「職域型年金委員活動の手引き」P4～10参照>

【今後予定している更なる活動支援内容】

- 研修内容の更なる充実(事業所調査時に指摘の多い事例など)
- 当機構「年金委員通信ページ」を活用したタイムリーな情報発信

年金委員(制度)の現状と取組みについて

3. 地域型年金委員の現状及び取組み

(1) 委嘱数：令和3年度末現在 6,570人

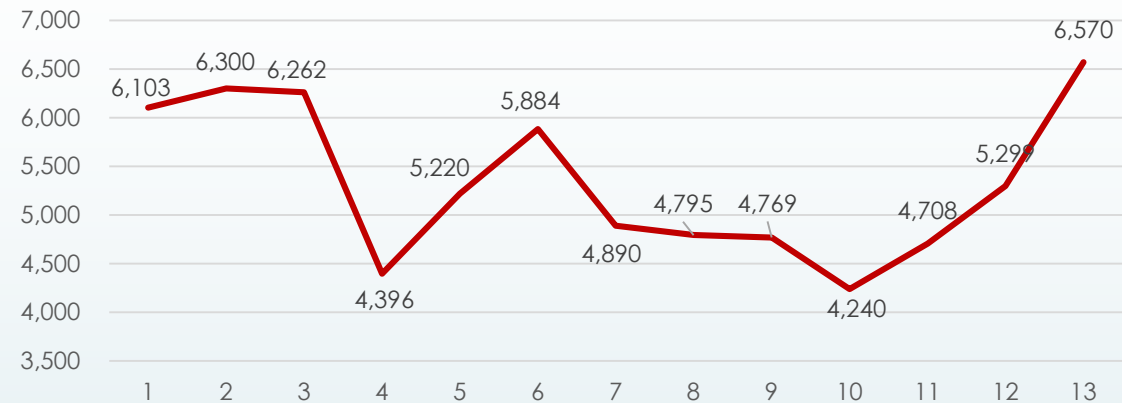
(2) 令和3年度主な活動支援の状況

- 研修会の実施：延べ59回（令和2年度：29回）
- 地域型年金委員連絡会の開催：186回（令和2年度：20回）
- 定期的な情報提供（「地域型年金委員の活動の手引き」、各制度周知リーフレット、各地域作成の広報紙等の提供）

(3) 主な活動内容

- 委員の皆様に配付している「地域型年金委員活動の手引き」に記載の活動を含め、**各委員の知識や経験年数、所属等に**
応じて、次のような活動を行っていただいています。

表1 地域型年金委員の委嘱数の推移



【説明会に関する活動】

<「地域型年金委員活動の手引き」P4～5参照>

- **町内会や老人クラブで、自分が年金委員であることを紹介し、相談等の対応や年金に関する啓発をしている。**
- 地域や団体が開催する研修会や交流集会で、説明会の講師を務めている。
- 町内会で年金委員として説明する時間をもらい、周知活動を行っている。

【相談に関する活動】

- **住民の方からの相談に対し、年金事務所のどの窓口にどのように相談すれば良いかアドバイスしている。**
- **友人、知人、近隣者への個別相談対応を行っている。**
- **年金受給が近い世代の人に対して、受給に関するお話をし、年金記録の確認を行うよう勧めている。**
- 地域のアルバイトやパート従業員に対して、国民年金の加入と保険料納付の必要性について啓発している。

【広報に関する活動】

- **市営図書館や公民館等の受付に、年金に関するパンフレットを設置させてもらうなどの広報活動を行っている。**
- **周辺の世帯に対して、年金のチラシを配布したり、自治会の掲示板へポスター貼付を依頼している。**

【立場を活用した活動】

- 民生委員と年金委員を兼務していることから、民生委員の地区会議等で年金に関する広報誌の配布や説明をし、母子家庭に対する免除申請等の周知活動を行っている。
- 国民年金基金の加入を案内する時に、年金制度の説明や保険料納付の必要性を説明している。
- 自分が勤務していた学校の生徒に対して、年金に関する啓発、学生納付特例制度の紹介や相談対応をしている。

【今後予定している更なる活動支援内容】

- **各委員が取り組んだ活動を報告をいただき、具体的な委員活動事例(アプローチ方法等含む)として共有**
- **市区町村への地域型年金委員制度の周知(委員の存在を知ってもらう)**

年金委員(制度)の現状と取組みについて

4. 日本年金機構公式Twitter (@Nenkin_Kikou) のご案内

- 日本年金機構では、Twitterを活用し、公的年金に関する制度周知、各種手続き、お送りする通知書の情報など、お客様のお役に立つ様々な情報を発信しています。
- 年金委員の皆様の活動に必要な情報も発信していますので、ぜひフォローいただき、機構HP「年金委員通信ページ」とともに、ご活用ください。

【令和4年10月ツイート内容(～14日まで)】

令和4年10月3日	【令和4年10月の年金振込にかかる年金振込通知書の送付】令和4年10月から介護保険料等の特別徴収額の変更にともない、年金の振込額が変更となる方へ年金振込通知書を送付しています。「ねんきんネット」では10月12日(水曜)から再交付の申請ができます。詳しくはこちら。 https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2022/202210/1003.html	令和4年10月12日	【#障害状態確認届 をお送りしています】#障害年金 を受給している方で、障害の状態を確認する必要がある方へ、誕生月の3か月前の月末に日本年金機構から障害状態確認届（診断書）を送付しています。詳しくはこちら。（続く） https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/shougai/jukyu/2019091905.html
令和4年10月6日	【産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要です！】国民年金第1号被保険者が出産した場合、届出により、出産前後の一定期間（4～6か月）の国民年金保険料が免除され、納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。 #産前産後 #年金 #出産 https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20180810.html	令和4年10月12日	（続き）9月末に送付した方は、12月生まれの方です。障害状態確認届が届いたときは、「診断書」を医師に作成してもらい、日本年金機構に期限（令和4年12月末日）までに到着するように提出してください。
令和4年10月6日	（項番152にリプライ）届出は出産予定日の6か月前からできます！ 平成31年2月以降に出生した方も届出をお忘れなく！ ※届出はすでに免除手続きや納付をしても「いつでも」可能です。国民年金の産前産後の届出をしていない方は、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口へ届出してください。	令和4年10月13日	【老齢年金の請求書をお送りしています】65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受給できる方に、誕生月の3か月前から老齢年金請求書を送付しています。10月の送付対象者は昭和36年1月生まれの女性の方です。詳しくはこちら。（続く） https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/rourei/seikyuu/jizensofu.html
令和4年10月11日	【国民年金保険料の控除証明書の電子送付】令和4年10月から、これまで書面で交付していた「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を、e-Taxでの確定申告等に利用できる電子データとして、マイナポータルで受け取れるようになりました。詳しくはこちら。 #年金 #確定申告 https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html	令和4年10月13日	（続き）老齢年金請求書送付の対象者は、資格期間が10年以上あり、かつ厚生年金と共済組合の加入期間があわせて1年以上ある方です。老齢年金請求書(事前送付用)の記入方法を動画でご案内しています。ぜひご活用ください。詳しくはこちら。 #年金 #厚生年金 #62歳 https://www.youtube.com/watch?v=N1-UIweDGfY
		令和4年10月14日	【#年金受給者 の皆さまへ】10月14日（金曜）は年金支払日です。年金受給者を狙った振り込み詐欺等にご注意ください。詳しくはこちら。 https://www.nenkin.go.jp/oshirase/gochui/20140129.html

【Twitter画面イメージ】



職域型年金委員制度のご案内

事業主の皆さまへ

公的年金制度に関する仕組みや各種手続き方法など、他の従業員が知りたいと思う年金の情報や知識を有する従業員が職場内にいることは、とても心強いものです。

『**職域型**』年金委員は、こうした期待に応えるための職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

◆全国の年金事務所では、定期的に年金委員を対象とした研修会を開催し、制度改正事項などをお伝えしています。また、日本年金機構本部（東京）も、毎年、リモートによる全国年金委員研修会を開催しています。

◆平成25年度より、「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」制度が開始されました。受賞者は所属する会社名とともに、厚生労働省ホームページに掲載されます。

なお、『職域型』年金委員である従業員がお辞めになる際は、引き続き『地域型』年金委員へ移行していただけるようご案内をお願いします。

職域型年金委員の推薦にあたっては、原則として推薦時点において、現に厚生年金保険に関する事務の担当者あるいは過去に担当していたことがあるなど、一定期間の経験と年金制度についての知識のある者とされています。

地域型年金委員制度のご案内

市区町村、団体の皆さまへ

年金委員は、公的年金に関する国や日本年金機構のサポーターとして、公共サービスの一翼を担うものです。

『**地域型**』年金委員は、地域住民の「こんなときに何をしたらいい?」といった疑問や相談に答えたり、必要に応じて年金事務所や市区町村の窓口を紹介するなど、地域と制度のパイプ役を担うことが期待されます。

- ◆全国の年金事務所では、定期的に年金委員を対象とした研修会を開催し、制度改正事項などをお伝えしています。また、日本年金機構本部（東京）も、毎年1回、リモートによる全国年金委員研修会を開催します。
- ◆平成25年度より、「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」制度が開始されました。受賞者は、厚生労働省ホームページに掲載されます。

地域型年金委員の推薦にあたっては、原則として国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある者または現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である者、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む。）として委嘱されていた者とされています。